

令和6年12月18日14時00分

近畿地方整備局

## 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

### 1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社半澤組

期間: 令和6年12月18日から令和7年1月17日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

### 2. 指名停止措置の理由

株式会社半澤組の代表者及び使用人が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反し、罰金刑の略式命令を受けたことは「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり大桐 あつひこ敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ早川 たかし健 (内線 2512)

令和6年12月18日

近畿地方整備局

## 株式会社半澤組に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

株式会社半澤組が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年12月1日に福井簡易裁判所より同社代表者及び使用人が罰金刑の略式命令を受けていた事実が判明したものである。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社半澤組の代表者及び使用人が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反し、罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社半澤組

福井県坂井市三国町三国東6-5-13

代表取締役 半澤 政人

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年12月18日から令和7年1月17日まで（1ヶ月）

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（不正又は不誠実な行為）

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。